

社会貢献活動での アマチュア無線の活用

災害や地域イベントなどの
ボランティア活動等で
アマチュア無線が利用できます



社会貢献活動での アマチュア無線 の活用

災害や地域イベントなどの

ボランティア活動等で

アマチュア無線が利用できます

アマチュア無線は、世界中の人との通信や無線機の工作といった無線技術への興味による趣味として知られてきました。今、その知識や経験を生かして、様々な社会貢献活動での活用が始まっています。



総務省は、非常災害時等のボランティア活動や、国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動において、アマチュア無線を身近なくらしの中で活用できるようにアマチュア無線の定義を明確化しました。

このことにより、アマチュア無線のより一層の活用が期待されるとともに、電波の有効利用およびアマチュア無線の地位向上が図られ、地域社会に貢献することが期待されております。さらには、アマチュア無線をきっかけとした地域におけるボランティア活動・地域活動の相互連携につながることも期待されております。



社会貢献活動として アマチュア無線が利用できる例

災害ボランティアでの利用

～非常災害時（事前・直前準備、訓練）から災害復旧時までの継ぎ目のない支援が可能に～

- ・ 自主防災活動
- ・ 避難所運営・安否確認
- ・ 避難情報の収集・避難者の誘導
- ・ 消防団活動の連絡補助
- ・ 被災状況の確認
- ・ 避難所・ボランティアセンターの運営
- ・ 炊き出し
- ・ 支援物資の仕分け・運搬
- ・ がれきの撤去
- ・ 倒壊家屋の片付け
- ・ 被災者の集いなど



ボランティア活動・公の地域活動での利用

～マラソン大会、花火大会、地域清掃等での利用が可能に～

- ・ マラソン大会・体育大会
- ・ 花火大会
- ・ 地域のイベント・お祭り
- ・ 児童の登下校補助
- ・ 学校行事
- ・ 地域の清掃活動
- ・ 地域の観光案内など
- ・ 有害鳥獣対策
- ・ 消防団活動
- ・ 地域の交流イベント
- ・ 地域のボランティア活動
- ・ 電波教室など



社会貢献活動での アマチュア無線の利用について Q&A

Q 非常災害時にアマチュア無線が活躍した事例は？

A 通信の確保など非常災害時に活躍した事例は以下のとおりです。

非常災害時でのアマチュア無線の運用事例

運用時期	災害の名称	運用事例
1995年 1月	阪神淡路大震災	交通情報および道路の損壊状況の情報、近隣居住者、知人等の安否の照会、救援物資の集積輸送関連状況の伝達、食料等を扱っている商店等の照会、公共サービスの実施状況の伝達等の支援
2011年 3月	東日本大震災	被災地各地の情報収集および行政機関への通報（100人超が自衛隊により救出）、市役所等防災拠点での中継局等設置や対策本部等への無線機貸出等の通信支援
2019年 10月	台風19号	アマチュア無線でSOS信号を受信し、孤立状態であった老夫婦の救助要請を行政機関へ行い、救助が確認できるまでの間、アマチュア無線の通信を継続（関東地方）

※その他、地方公共団体等が主催する防災訓練への参加や、被災時の救助を求める通信の受信および通報等に、個人・社団を問わずアマチュア無線が活用されています。



Q 今までの「非常通信」と何が違うの？

A 非常通信の制度に変更はありません。

非常通信（電波法第52条第4号）に該当するかどうかは免許人の判断により柔軟に行えることとしていますが、非常通信の性格から有線通信（携帯電話等も含む）を利用することが著しく困難であるときなどの制約があります（電波利用ホームページ「アマチュア局による非常通信の考え方」参照）。
今後は、非常通信であるかどうかにかかわらず、非常災害時から災害復旧時まで、継ぎ目のない支援をアマチュア無線により行うことが可能となります。



Q アマチュア無線が 使えない活動は？

A 仕事（企業等の営利法人等の営利活動）に使うことはできません。

たとえ社会貢献活動であったとしても、企業等の営利法人等の営利活動では、アマチュア無線を使用することはできません。





アマチュア無線を使用する際のルールは？



A

社会貢献活動等に使用する場合も、アマチュア無線に関する電波法令を守ってください。電波法令に違反すると、罰則があります。

代表的なルールとしては、以下のようなものがあります。

- ・コールサイン（呼出符号）は必ず言いましょう。
- ・周波数の使用区別（バンドプラン）を守りましよう。
- ・他のアマチュア無線の運用を妨げないように心がけましよう。



社会貢献活動でのアマチュア無線の使用において必要な資格や免許はあるの？



A

アマチュア無線従事者資格とアマチュア無線局免許が必要です。

有資格者の監督が行われていても、無資格者が使用することはできません。なお、すでにアマチュア無線局免許をお持ちの方であれば、社会貢献活動を行う際に総務省への手続きは不要です。



A

アマチュア無線のほか、デジタル簡易無線局（登録局）や免許不要の市販トランシーバーなども使えます。状況に応じて、活動に適切なものをご使用ください。

例えば、デジタル簡易無線（登録局）は、総務省（総合通信局等）への手続きが必要ですが、無線従事者免許が不要で、通信の際の識別信号の送出自動で行われるなど運用に制約が少ない無線システムです。



社会貢献活動を行うために使う無線は、アマチュア無線に限られるの？



自治体の皆さまへのお知らせ

社会貢献活動においてアマチュア無線が活用できるようになりました。

すでに、自治体と地域のアマチュア無線団体・クラブ等との間で災害時応援協定等が結ばれ、災害情報の収集・伝達が行われている地域も多いと思われませんが、今後は、災害ボランティアに限らず、地域イベントなど様々な活躍の場が広がります。

とりわけ、公の地域活動を行う通信のアマチュア無線の使用については、公務員がアマチュア無線を使用すること、また、消防団が行う活動や鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信にアマチュア無線を使用することが認められることとなりました。

引き続き、アマチュア無線に関する法令の遵守等その適正な利用をお願いいたします。詳細は、お問い合わせ先または電波利用ホームページ「アマチュア無線の社会貢献活動での活用に係る基本的な考え方」をご覧ください。

お問い合わせ先：総合通信基盤局電波部移動通信課 03-5253-5895

電波利用ホームページ「アマチュア無線の社会貢献活動での活用に係る基本的な考え方」

https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/ama_social_contribution/



アマチュア無線について Q&A



Q アマチュア無線ってなに？



A 電波を使って世界中の人と交信などができる趣味です。無線技術への興味から、無線機の工作や通信技術などの実験にもチャレンジされています。

- ・南極・昭和基地や国際宇宙ステーションのアマチュア無線局との交信など、様々な楽しみ方があります。
- ・アマチュア無線は人と人を「つなく」ものであり、地域でのつながりが大切な社会貢献活動でも活躍が期待されています。

Q アマチュア無線従事者資格（アマチュア無線技士）を取得するにはどうしたらいいの？



A 全国各地で行われている、「国家試験」に合格するか、「養成課程」を修了すると、資格を取得できます。

国家試験については、「公益財団法人日本無線協会」に、養成課程については、e ラーニングや全国各地で講習会を実施している「一般財団法人日本アマチュア無線振興協会」や「株式会社キューシーキュー企画」等にお問い合わせください。



Q アマチュア無線家の集まりはあるの？



A アマチュア無線家の代表的な団体として、「一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）」があります。

アマチュア無線局免許人は約40万人。全国各地にアマチュア無線のクラブがあり、熱心に活動されている方が、たくさんいらっしゃいます。



【アマチュア無線従事者資格の国家試験】

- 公益財団法人 日本無線協会
電話番号：03-3533-6022
<https://www.nichimu.or.jp/>

【アマチュア無線従事者資格の養成課程】

- 一般財団法人 日本アマチュア無線振興協会
電話番号：03-3910-7210
<https://www.jard.or.jp/>

- 株式会社キューシーキュー企画
電話番号：03-6825-4949
<https://www.qcq.co.jp/>

- 一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
(アマチュア無線家の団体)
電話番号：03-3988-8759
<https://www.jarl.org/>





なぜ、アマチュア無線は非常災害時の活動や社会貢献活動に役立つの？



A アマチュア無線には次のような特長があると言われており、アマチュア無線局免許人の知識や経験を生かすことが期待されています。

- ①日本全国に約40万人と通信相手が多い
- ②地域、生活に密着 ③無線通信を熟知 ④様々な周波数帯を使用
- ⑤多種多様な設備、アンテナ ⑥同時に多数の人と通信可能（周波数を共用）
- ⑦自治体との協定の実績 ⑧非常訓練への多数の参加
- ⑨アマチュア無線家の全国的組織（JARL）



○非常災害時の活動や社会貢献活動をする際に参考となる情報（一般社団法人日本アマチュア無線連盟）

アマチュア局の非常通信マニュアル

https://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-4_Hijou/index-manual.htm



アマチュア無線の社会貢献活動での活用について

https://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-9_Kouken/shakai_kouken.html



●お問い合わせ先●

区分及び管轄区域	電話番号
北海道総合通信局（陸上課）	(011)709-2311
北海道	(内)4655
東北総合通信局（陸上課）	(022)221-0688
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
関東総合通信局（陸上第三課）	(03)6238-1937
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	
信越総合通信局（陸上課）	(026)234-9988
新潟、長野	
北陸総合通信局（陸上課）	(076)233-4481
富山、石川、福井	
東海総合通信局（陸上課）	(052)971-9622
岐阜、静岡、愛知、三重	
近畿総合通信局（陸上第三課）	(06)6942-8564
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	
中国総合通信局（陸上課）	(082)222-3369
鳥取、島根、岡山、広島、山口	
四国総合通信局（陸上課）	(089)936-5034
徳島、香川、愛媛、高知	
九州総合通信局（陸上課）	(096)326-7865
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	
沖縄総合通信事務所（無線通信課）	(098)865-2315
沖縄	
総務省総合通信基盤局電波部移動通信課	(03)5253-5895



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省総合通信基盤局

電波部移動通信課

〒 100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

電波利用ホームページ : <https://www.tele.soumu.go.jp/>

電波利用

検索

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

2022.03